

令和5年第5回
箕面市農業委員会総会会議録

令和5年5月17日（水）

箕面市農業委員会

1. 開催日時 令和5年5月17日(水)
午後1時30分から午後2時24分まで

2. 出席委員(20名)

1 番	稲垣 恵一	2 番	神代 繁近	3 番	川上 加津子
4 番	笹川 治久	5 番	長澤 昇	6 番	麻生 忠
7 番	中井 徳治	8 番	牧野 弘	9 番	岸本 信夫
10 番	坂本 豊廣	11 番	岡沢 聡	12 番	尾崎 孝
13 番	稲野 実	14 番	笹川 悦子	15 番	中西 利一
16 番	中村 孝三	17 番	長澤 均	18 番	中井 啓二
19 番	加藤 博一	20 番	野口 康夫	21 番	中井 博幸

3. 欠席委員(0名)

4. 会議録署名委員

3 番 川上 加津子 4 番 笹川 治久

5. 出席事務局職員

事務局長	西田 昭浩	室 長	佐治 功	グループ長	竹内 亜衣
参 事	山岸 健史	主 任	辻岡 昌樹		美谷 一哉

6. 議事日程

第29号議案	農地法第3条の規定による所有権移転許可の件
第30号議案	農地法第3条の規定による所有権移転許可の件
第31号議案	農地法第3条の規定による所有権移転許可の件
第32号議案	相続税の納税猶予に関する適格者証明書発行の件
第33号議案	相続税の納税猶予に関する適格者証明書発行の件
第34号議案	相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認の件
第35号議案	生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書発行の件
第36号議案	生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書発行の件
第37号議案	生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書発行の件
第38号議案	生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書発行の件
第39号議案	農用地利用集積計画の作成の件
報告第24号	専決処理の報告の件(農地法第4条第1項第7号の規定による届出受理)
報告第25号	専決処理の報告の件(農地法第4条第1項第7号の規定による届出受理)
報告第26号	専決処理の報告の件(農地法第5条第1項第6号の規定による所有権移転届出受理)
報告第27号	農地等状況報告の件

令和5年第5回箕面市農業委員会総会

(開会 午後1時30分)

- 議 長 それでは、ただ今から、令和5年第5回箕面市農業委員会総会を開会いたします。
- 座らせていただいて、進行させていただきます。
- この会議は、農業委員会等に関する法律第32条に総会及び部会の会議は、公開する旨、規定されておりますので、傍聴の希望があれば、原則入室の許可をするものといたします。
- 事 務 局 希望者はございません。
- 議 長 次に、事務局より本日の出席状況を報告いたします。
- 事 務 局 本日は、委員21名全員出席です。
- 従いまして、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、会議は成立しておりますことを報告いたします。
- 議 長 それでは、日程第1、会議録署名委員指名の件を議題といたします。
- 慣例により、私から指名いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
- 全 委 員 異議なし。
- 議 長 それでは、3番 川上委員さん、4番 笹川治久委員さんをお願いします。
- 次に、日程第2、第29号議案から日程第4、第31号議案は、いずれも農地法第3条の規定による所有権移転許可の件となります。
- それでは、第29号議案を議題といたします。
- 本件につきまして、事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 ただいま議題となりました第29号議案につきまして、ご説明申し上げます。
- 議案書1ページ、参考資料1ページからでございます。
- 申請地は、萱野■■■■■、地目は台帳、現況ともに■■■、面積は■■■
- 平方メートル、他■■■筆、合計■■■筆で、面積の合計は■■■■■平方メートル

です。

譲受人は、[REDACTED]、[REDACTED]氏、農作業歴は[REDACTED]年、耕作面積は[REDACTED]平方メートル、通作距離は[REDACTED]キロメートル、主たる従事者との関係は本人でございます。

譲渡人は、[REDACTED]、[REDACTED]氏、持ち分[REDACTED]、他[REDACTED]名、区域は市街化調整区域です。

以上、第29号議案のご説明といたします。

議 長

本件につきまして、麻生委員さんに調査内容の報告をお願いいたします。

麻生委員

第29号議案につきまして、調査内容をご報告いたします。

申請地は、[REDACTED]から南へ約[REDACTED]メートル行ったところにある[REDACTED]筆の農地です。

譲受人の[REDACTED]氏が、譲渡人である[REDACTED]・[REDACTED]氏他[REDACTED]名から、農地の経営移譲を受けるため、所有権を移転するものです。

[REDACTED]氏はこれまでも、家族経営の農地で耕作をされており、農機具もお持ちですので、農業経営を営むことに問題はないと思います。

本件は、農地法第3条第2項の各号に該当いたしませんので、許可しても問題はないものと思います。

以上で、調査内容の報告を終わります。

議 長

本件につきまして、質疑ご意見をお受けいたします。

長澤均委員

譲受人の住所が[REDACTED]で、通作距離が0.1キロメートルとなっていますが、どういことでしょうか。

麻生委員

譲渡人の[REDACTED]である譲受人の現住所が[REDACTED]で、実家である[REDACTED]からの距離が0.1キロメートルになります。

現在、[REDACTED]で、たびたび実家に戻られて耕作されています。

また、近所に親戚もおり、耕作や農地の管理についても支援されると確認していますので、問題はないものと考えます。

長澤均委員

[REDACTED]から通いで耕作され、支援者もおられ管理されるとのことで理解いたしました。

議 長

他にご意見はありませんか。

長澤昇委員

第30号議案につきまして、調査内容をご報告いたします。

申請地は、[]の東側に点在する[]筆の農地です。

譲受人の[]氏が、譲渡人である[]・[]氏から、農地の経営移譲を受けるため、所有権を移転するものです。

[]氏はこれまでも、家族経営の農地で耕作をされており、農機具もお持ちですので、農業経営を営むことに問題はないと思います。

本件は、農地法第3条第2項の各号に該当いたしませんので、許可しても問題はないものと思います。

以上で、調査内容の報告を終わります。

議 長

本件につきまして、質疑ご意見をお受けいたします。

ないようでございますので、本件につきましては、問題ないものとして、許可することに決定いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

全 委 員

異議なし。

議 長

ご異議がないようでございますので、本件を許可することに決定いたします。

次に、日程第4、第31号議案を議題といたします。

本件につきまして、事務局の説明を求めます。

事 務 局

ただいま議題となりました第31号議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案書2ページ、参考資料5ページからでございます。

申請地は、栗生間谷東[]、地目は台帳、現況ともに[]、面積は[]平方メートル、他[]筆、合計[]筆で、面積の合計は[]平方メートルです。

譲受人は、[]、[]氏、農作業歴は[]年、耕作面積は[]平方メートル、通作距離は[]キロメートル、主たる従事者との関係は、本人でございます。

譲渡人は、譲受人と同一住所の、[]氏、区域は市街化調整区域です。以上、第31号議案のご説明といたします。

議 長

本件につきまして、長澤昇委員さんに調査内容の報告をお願いいたします。

長澤昇委員

第31号議案につきまして、調査内容をご報告いたします。

申請地は、■■■■の東側に点在する■■■■筆の農地です。

譲受人の■■■■氏が、譲渡人である■■■■・■■■■氏から、農地の経営移譲を受けるため、所有権を移転するものです。

■■■■氏はこれまでも、家族経営の農地で耕作をされており、農機具もお持ちですので、農業経営を営むことに問題はないと思います。

本件は、農地法第3条第2項の各号に該当いたしませんので、許可しても問題はないものと思います。

以上で、調査内容の報告を終わります。

議 長

本件につきまして、質疑ご意見をお受けいたします。

ないようでございますので、本件につきましては、問題ないものとして、許可することに決定いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

全 委 員

異議なし。

議 長

ご異議がないようでございますので、本件を許可することに決定いたします。

次に、日程第5、第32号議案および日程第6、第33号議案は、いずれも相続税の納税猶予に関する適格者証明書発行の件となります。

それでは、第32号議案を議題といたします。

本件につきまして、事務局の説明を求めます。

事 務 局

ただいま議題となりました第32号議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案書2ページ、参考資料7ページからでございます。

被相続人は、■■■■、■■■■氏、所有面積は■■■■平方メートルです。

相続人の住所は被相続人と同一で、■■■■氏、生年月日は■■■■、相続開始年月日は■■■■、適用面積は■■■■平方メートル、被相続人との続柄は■■■■です。

適用農地につきましては、粟生間谷東■■■■、地目は台帳、現況ともに■■■■、他■■■■筆、合計■■■■筆の生産緑地です。

以上、第32号議案のご説明といたします。

議 長

本件につきまして、長澤昇委員さんに調査内容の報告をお願いいたします。

長澤昇委員

第32号議案につきまして調査内容をご報告いたします。

申請地は、■■■■の南側の農地と■■■■の西側約■■■■メートルに位置する■■■■筆の農地です。

申請人の■■■■氏は、■■■■に、所有者であった■■■■氏を亡くされ、このたび、相続された農地について、引き続き農業経営をされることから申請されるものです。

■■■■氏は、従前から家族とともに農業経営に携わってこられ、耕作に必要な農機具も完備されていることから、今後も農業経営に努められるものと思います。

なお、これからも耕作する旨の誓約書も提出されておられますので、証明書の発行には、問題ないものと思います。

以上で、調査内容の報告を終わります。

議 長

本件につきまして、質疑ご意見をお受けいたします。

ないようでございますので、本件につきましては、問題ないものとして、承認することに決定いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

全 委 員

異議なし。

議 長

ご異議がないようでございますので、本件を承認することに決定いたします。

次に、日程第6、第33号議案を議題といたします。

本件につきまして事務局の説明を求めます。

事 務 局

ただいま議題となりました第33号議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案書3ページ、参考資料9ページからでございます。

被相続人は、■■■■、■■■■氏、所有面積は■■■■平方メートルです。

相続人は、■■■■、■■■■氏、生年月日は■■■■、■■■■、相続開始年月日は■■■■、適用面積は■■■■平方メートル、被相続人との続柄は■■■■です。

適用農地につきましては、新稲■■■■地目は台帳、現況ともに■■■■の生産緑地です。

以上、第33号議案のご説明といたします。

議 長

本件につきまして、中井徳治委員さんに調査内容の報告をお願いいたします。

中井徳治委員

第33号議案につきまして調査内容をご報告いたします。

申請地は、[]から東へ約[]メートル行っところの北側の農地です。

申請人の[]氏は、[]に、所有者であった[]の[]氏を亡くされ、このたび、相続された農地について、引き続き農業経営をされることから申請されるものです。

[]氏は、従前から家族とともに農業経営に携わってこれ、耕作に必要な農機具も完備されていることから、今後も農業経営に努められるものと思います。

なお、これからも耕作する旨の誓約書も提出されておられますので、証明書の発行には、問題ないものと思います。

以上で、調査内容の報告を終わります。

議 長

本件につきまして、質疑ご意見をお受けいたします。

笹川治久委員

納税猶予の申告期間について、相続開始から10カ月以内となっているはずですが、[]からでは、申告期限は[]までになると思うのですが問題ないのでしょうか。

事務局

本件申請の受付が4月であり、その旨税務署に報告され、現在農業委員会の証明を待ってもらっているとのこと。

笹川治久委員

了解いたしました。

議 長

他にご意見等はありませんか。

ないようでございますので、本件につきましては、問題ないものとして、承認することに決定いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

全 委 員

異議なし。

議 長

ご異議がないようでございますので、本件を承認することに決定いたします。

次に、日程第7、第34号議案、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認の件を議題といたします。

本件につきまして事務局の説明を求めます。

事務局

ただいま議題となりました第34号議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案書3ページ、参考資料11ページからでございます。

利用状況の確認の対象者は、[]氏です。

特例農地等の明細は、粟生外院[]、地目は、申告時[]・現在[]、面積は申告時・現在ともに、[]平方メートル他[]筆、合計[]筆です。

利用状況の区分は、自ら所有し、自ら農地として使用しているで、具体的状況は[]、転用している場合の届出・許可の有無等は非該当です。

以上、第34号議案のご説明といたします。

議長

本件につきまして、坂本委員さんに調査内容の報告をお願いいたします。

坂本委員

第34号議案につきまして、調査内容をご報告いたします。

本件は、平成14年に相続税の納税猶予の適用を受けられ、20年を経過することから、免除が確定する最終確認になります。

所在地は、[]の東側約[]メートルにある農地と、[]の北約[]メートルに位置する[]筆の農地で、全筆調整区域です。

相続人は、[]にお住まいの[]氏で、現在、畑で野菜等を栽培されており、自ら所有し農地として使用していると認められます。

以上で、調査内容の報告を終わります。

議長

本件につきまして、質疑ご意見をお受けいたします。

ないようでございますので、本件につきましては、問題ないものとして、原案どおり承認することに決定いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

全委員

異議なし。

議長

ご異議がないようでございますので、本件につきましては、原案どおり承認し、その旨、豊能税務署長あて回答いたします。

次に、日程第8、第35号議案から日程第11、第38号議案は生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書発行の件となります。

それでは、日程第8、第35号議案を議題といたします。

本件につきまして、事務局の説明を求めます。

事務局

ただいま議題となりました第35号議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案書4ページ、参考資料15ページからでございます。

買取り申出する土地は、粟生間谷東■■■■、地目は、台帳、現況ともに■■ 面積は■■ 平方メートルです。

主たる従事者は、■■■■、■■■■氏、申出人は、■■■■、■■■■氏で、申出をする者との関係は■■で、申出事由は■■、申出事由が生じた日は■■■■でございます。

以上、第35号議案のご説明といたします。

議 長

本件につきまして、長澤昇委員さんに調査内容の報告をお願いいたします。

長澤昇委員

第35号議案につきまして、調査内容をご報告いたします。

申請地は、■■■■の西約■■■■メートルに位置する農地です。

申請人の■■■■氏は、■■■■に、生産緑地を耕作されていた■■■■氏を亡くされ、この度、買取り申し出のために、農業の主たる従事者についての証明を申請されました。

生産緑地台帳において、■■■■氏本人が、農業の主たる従事者であることが確認され、あわせて現場確認や聞き取りなどから、以前は家族とともに■■■■氏本人が、主として耕作・管理をされていたことを確認しましたので、証明書の発行には問題ないものと思われます。

以上で、調査内容の報告を終わります。

議 長

本件につきまして、質疑ご意見をお受けいたします。

ないようでございますので、本件につきましては、問題ないものとして、承認することに決定いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

全 委 員

異議なし。

議 長

ご異議がないようでございますので、本件を承認することに決定いたします。

次に、日程第9、第36号議案を議題といたします。

本件につきまして、事務局の説明を求めます。

事 務 局

ただいま議題となりました第36号議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案書4ページ、参考資料17ページからでございます。

買取り申出する土地は、新稲■■■■、地目は、台帳、現況ともに■■、面積は■■ 平方メートルです。

主たる従事者は、[REDACTED]、[REDACTED]氏、申出をする者との関係は本人となっています。

申出事由は[REDACTED]、申出事由が生じた日は[REDACTED]でございます。
以上、第36号議案のご説明といたします。

議 長

本件につきまして、中井徳治委員さんに調査内容の報告をお願いいたします。

中井徳治委員

第36号議案につきまして、調査内容をご報告いたします。

申請地は、[REDACTED]の北東約[REDACTED]メートルに位置する農地です。

申請人の[REDACTED]氏は、[REDACTED]に、農作業に従事出来ない旨の診断を受け、この度、買い取り申し出のために、農業の主たる従事者の証明を申請されました。

生産緑地台帳において、[REDACTED]氏本人が、農業の主たる従事者であることが確認され、あわせて現場確認や聞き取りなどから、以前は家族とともに[REDACTED]氏本人が、主として耕作・管理をされていたことを確認しました。

証明書の発行には問題はないものと思います。

以上で、調査内容の報告を終わります。

議 長

本件につきまして、質疑ご意見をお受けいたします。

ないようでございますので、本件につきましては、問題ないものとして、承認することに決定いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

全 委 員

異議なし。

議 長

ご異議がないようでございますので、本件を承認することに決定いたします。

次に、日程第10、第37号議案を議題といたします。

本件につきまして、事務局の説明を求めます。

事 務 局

ただいま議題となりました第37号議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案書5ページ、参考資料19ページからでございます。

買取り申出する土地は、今宮[REDACTED]、地目は、台帳、現況ともに[REDACTED]、面積は[REDACTED]平方メートル他[REDACTED]筆、合計[REDACTED]筆、面積の合計は[REDACTED]平方メートルです。

主たる従事者は、[REDACTED]、[REDACTED]氏、申出をする者との関

係は本人となっています。

申出事由は■■■■、申出事由が生じた日は■■■■でございます。
以上、第37号議案のご説明といたします。

議 長

本件につきまして、中西委員さんに調査内容の報告をお願いいたします。

中西委員

第37号議案につきまして、調査内容をご報告いたします。

申請地は、■■■■の東約■■■■メートルに位置する■■■■筆の農地です。

申請人の■■■■氏は、■■■■に、農作業に従事出来ない旨の診断を受け、この度、買い取り申し出のために、農業の主たる従事者の証明を申請されました。

生産緑地台帳において、■■■■氏本人が、農業の主たる従事者であることが確認され、あわせて現場確認や聞き取りなどから、以前は家族とともに■■■■氏本人が、主として耕作・管理をされていたことを確認しましたので、証明書の発行には問題はないものと思います。

以上で、調査内容の報告を終わります。

議 長

本件につきまして、質疑ご意見をお受けいたします。

ないようでございますので、本件につきましては、問題ないものとして、承認することに決定いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

全 委 員

異議なし。

議 長

ご異議がないようでございますので、本件を承認することに決定いたします。

次に、日程第11、第38号議案を議題といたします。

本件につきまして、事務局の説明を求めます。

事 務 局

ただいま議題となりました第38号議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案書5ページ、参考資料21ページからでございます。

買取り申出する土地は、稲■■■■、地目は、台帳■■■■現況■■■■、面積は■■■■平方メートル他■■■■筆、合計■■■■筆、面積の合計は■■■■平方メートルです。

主たる従事者は、■■■■、■■■■氏、申出人は■■■■、■■■■氏で、申出をする者との関係は■■■■で、申出事由は■■■■、申出事由が生じた日は■■■■でございます。

以上、第38号議案のご説明といたします。

議 長

本件につきまして、麻生委員さんに調査内容の報告をお願いいたします。

麻生委員

第38号議案につきまして、調査内容をご報告いたします。

申請地は、[]の南東約 []メートルに位置する []筆の農地です。

申請人の []氏は、 []に、この生産緑地を耕作されていた []氏を亡くされ、この度、買い取り申し出のために、農業の主たる従事者についての証明を申請されました。

生産緑地台帳において、 []氏本人が、農業の主たる従事者であることが確認され、あわせて現場確認や聞き取りなどから、以前は家族とともに []氏本人が、主として耕作・管理をされていたことを確認しましたので、証明書の発行には問題ないものと思われます。

以上で、調査内容の報告を終わります。

議 長

本件につきまして、質疑ご意見をお受けいたします。

ないようでございますので、本件につきましては、問題ないものとして、承認することに決定いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

全 委 員

異議なし。

議 長

ご異議がないようでございますので、本件を承認することに決定いたします。

次に、日程第12、第39号議案、農用地利用集積計画の作成の件を議題といたします。

本件につきまして、事務局の説明を求めます。

事 務 局

ただいま議題となりました第39号議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案書5ページ、参考資料23ページからでございます。

本件は、箕面市長より農用地利用集積計画の作成について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき委員会の決定を求められたものです。

申請地は、新稲 []、地目は、台帳、現況ともに []、面積は []平方メートルです。

借り手は、 []、 []

[]氏です。

貸し手は、 []氏、設定する利用権の種類は賃

借権（解除条件付）、設定期間は告示日から令和8年9月30日までです。
以上、第39号議案のご説明といたします。

議 長 本件につきまして、中井徳治委員さんに調査内容の報告をお願いいたします。

中井徳治委員 第39号議案につきまして、調査内容をご報告いたします。
申請地は、[]の西約 []メートルに位置する農地で、貸し手は []氏です。

借り手は、[]で、現在、新稲の別の農地で利用権の設定を受けて耕作をされており、この度、経営規模の拡大のため、新たに利用権の設定を受けようとするものです。

[]は、主に野菜の苗を栽培されており、別の農地でもしっかりと耕作をされていますので、申請地においても問題なく耕作をされるものと思われま

す。本件は、農用地利用集積計画の要件を満たしており、問題ないものと思

います。
以上で調査内容の報告を終わります。

議 長 本件につきまして、質疑ご意見をお受けいたします。
ないようでございますので、本件につきましては、問題ないものとして、原案どおり決定することとし、箕面市長あて、回答いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

全 委 員 異議なし。

議 長 ご異議がないようでございますので、本件につきましては、原案どおり決定し、その旨、箕面市長あて回答することといたします。

次に報告案件に移ります。

報告第24号から報告第26号の3件の質疑につきましては、後ほど一括して行います。

日程第13、報告第24号および日程第14、報告第25号は専決処理の報告の件、農地法第4条第1項第7号の規定による届出受理となります。

それでは、日程第13、報告第24号を議題といたします。

本件につきまして、事務局の説明を求めます。

事 務 局 ただいま議題となりました報告第24号につきまして、ご説明申し上げます。

す。

議案書6ページ、参考資料は25ページからでございます。

届出地の所在は、白島■■■■■■■■■■、地目は、台帳■■■■、現況■■■■、面積は■■■■平方メートル、他■■■■筆、合計■■■■筆、面積の合計は■■■■平方メートルです。

届出人は、■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■氏、転用目的は■■■■■■■■■■となっています。

本件につきましては、市街化区域内にあり、箕面市農業委員会農地転用届出事務の処理に関する規程第3条の規定により、令和5年4月11日に専決し、処理するものでございます。

以上、報告第24号のご説明といたします。

議 長

本件につきまして、中村委員さんに調査内容の報告をお願いいたします。

中村委員

報告第24号につきまして、調査内容をご報告いたします。

届出地は、■■■■■■■■■■から南に約■■■■メートル行ったところの土地です。

届出人は、■■■■■■■■■■氏で、届出地においては、昭和62年頃から■■■■■■■■■■として使用されており、当時、農地法に対する認識がなかったことから、転用の届出をされておらず、この度、始末書を添付のうえ、4条の転用届出をされたものです。

周囲は道路と宅地になっており、近隣に農地はなく、周囲の農業経営に影響はないものと思います。

以上で、調査内容の報告を終わります。

議 長

次に日程第14、報告第25号を議題といたします。

本件につきまして、事務局の説明を求めます。

事 務 局

ただいま議題となりました報告第25号につきまして、ご説明申し上げます。

議案書6ページ、参考資料27ページからでございます。

届出地の所在は、牧落■■■■■■■■■■、地目は、台帳■■■■、現況ともに■■■■、面積は■■■■平方メートルです。

届出人は、■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■氏、転用目的は■■■■■■■■■■となっています。

本件につきましては、市街化区域内にあり、箕面市農業委員会農地転用届出事務の処理に関する規程第3条の規定により、令和5年4月18日に専決し、処理するものでございます。

以上、報告第25号のご説明といたします。

議長

本件につきまして、牧野委員さんに調査内容の報告をお願いいたします。

牧野委員

報告第25号につきまして、調査内容をご報告いたします。

届出地は、[] から東へ約 [] メートル、南へ約 [] メートル行ったところにある農地です。

届出人の [] 氏が、このたび、 [] を整備するため、4条の転用届出をされたものです。

周辺につきましては、北側及び東側は []、南側は [] で西側は [] を隔てて [] となっています。

雨水は道路側溝へ放流されることから、周囲の農業経営に影響はないものと思います。

以上で、調査内容の報告を終わります。

議長

次に日程第15、報告第26号、専決処理の報告の件、農地法第5条第1項第6号の規定による所有権移転届出受理を議題といたします。

本件につきまして、事務局の説明を求めます。

事務局

ただいま議題となりました報告第26号につきまして、ご説明申し上げます。

議案書6ページ、参考資料は29ページからでございます。

届出地の所在は、稲 []、地目は、台帳、現況ともに []、面積は [] 平方メートル他 [] 筆、合計 [] 筆で面積の合計は [] 平方メートルです。

譲受人は、 []、 [] 氏です。

譲渡人は、 [] 氏、転用目的は [] となっています。

本件につきましては、市街化区域内にあり、箕面市農業委員会農地転用届出事務の処理に関する規程第3条の規定により、令和5年5月1日に専決し、処理するものでございます。

以上、報告第26号のご説明といたします。

議長

本件につきまして、麻生委員さんに調査内容の報告をお願いいたします。

麻生委員

報告第26号につきまして、調査内容をご報告いたします。

届出地は、[]の西側にある[]筆の農地です。

譲渡人は、[]氏で、譲受人の[]が、[]

[]を整備するため、所有権を移転するものです。

周辺につきましては、北側は[]、東側は[]、西側は[]、南側は[]となっており、雨水は道路側溝へ放流することから、周囲の農業経営に影響はないものと思います。

以上で、調査内容の報告を終わります。

議 長

ただいま報告のありました3件につきまして、質疑等ございましたら、発言をお願いします。

ないようでございますので、次に、日程第16、報告第27号、農地等状況報告の件を議題といたします。

本件につきましては、各委員さんからの報告を別紙資料のとおり、事務局でまとめておりますので、補足の説明や特に報告のある委員さんがおられましたら、発言をお願いします。

ないようでございますので、以上で本日の会議日程は、全部終了いたしました。

何か連絡事項はございますか。

事 務 局

〈令和4年度最適化活動の報告について〉

〈次回日程について〉

議 長

他に何か連絡事項はございますか。

親和会幹事

〈親和会からの報告〉

議 長

これをもちまして令和5年第5回箕面市農業委員会総会を閉会いたします。

(閉会 午後2時24分)

上記は、令和5年第5回箕面市農業委員会総会の議事経過であり、箕面市農業委員会会議規則第20条第2項の規定により、ここに署名する。

議長 堀垣 恵一

署名委員 川上 加津子

署名委員 置川 裕久

